

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X株式会社（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- 1 営業損害（逸失利益）
平成23年3月11日 至 平成23年11月30日
- 2 検査費用
平成23年3月11日 至 平成25年3月31日
- 3 本件和解仲介に関する弁護士費用

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目に対する和解金として、金2, 243, 804円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 営業損害（逸失利益） | 2, 106, 000円 |
| 2 検査費用 | 72, 450円 |
| 3 本件和解仲介に関する弁護士費用 | 65, 354円 |

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年8月13日

（仲介委員 寺下誠司）